

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 41 年条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 1 号中「なった者」を「なった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもの」に改め、「職員」の次に「(配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない職員を除く。)」を加える。

第 17 条第 2 項中「、第 6 条の 2」を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

単身赴任手当の支給要件の見直しを行う等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。